



原本番号 昭和四七年(己)第一一号の五

速記録

昭和四七年五月一九日
第一〇回 公口頭弁論
判

事件番号 昭和四五年(行)第一八三号

本人 ロナルド・アラン・マククリーン

原告代理人 (秋山)

あなたは日本においてアメリカのベトナムでの戦争に反対するための集会やデモに参加したことがありますか。

あります。それはベトナム戦争に反対する合法的な、しかも平和的な集会です。

おなじ目的でアメリカ軍の朝霞基地においてアメリカ兵に反戦をうたえたことが

あつますか。

はなしたことというのには、ベトナム戦争のこと。ベトナムで何が起きているか、それを正確にする。そういう知識をあたえ、また良心によってそれを正しく判断するということであつたえ、たわけです。

以上のような行方は、いつごろかはいめたわけですか。

一九六九年だとおもいます。

そういうことを、あのころからそういうふうにしたきっかけは、どういふことか。

そういうのは、アジアに平和をほつする

最高裁印 一三番

59
595

ということ。アメリカの兵隊たちが、そういう戦争にまきこまされて、人をころしたり、きずつけたりすることがなくなつて、さうして平和をつくりだすことができるように、さういふことをほつすることが、きつかけになつたんです。

最高裁印 九番の一

ベトナム戦争のこと、これは、さういふ手段によつて、さういふ事実をしたんだ、さういふことか。

さういふことを、きいたのは、わけいアメリカ人たちが、さういふことか、いや、いふことが、あるいは戦争に反対

刑務所へおくらぬか、ある
 りは、戦争に実際に参加して、傷つ
 き、また、戦争をしこむと、あるい
 は、そのほかのことで、ベトナムにた
 と、そういう人たちが、空襲とか、
 あまりは悲惨なできごとを、まいて、
 わかたけです。
 そういふ事実も、だれにしろ、せよ、とし
 たわけですか。
 アメリカ人全部にですか、よくに
 アメリカの兵隊たちです。
 朝霞基地では、いわゆる反戦放送と
 いふ、と、きやた、わけですか。

表 半 月

はい。

その放送というものは、何か日本の法律に違
 反するものですか。

そういうことは、ありません。事実、

警察もその場へきたんですが、それに
 ついて、別に非合法なことではな
 ない、といました。

あなたの参加した集会やデモは、公安
 委員会の許可をうけていましたか。

はい、うけています。

そのデモや集会などは、平和的なものでした
 か。

はい、そうですが、機動隊のほうは

そういやなく、平和的な行爲をしないぞ。私たちがなつたり、そういふ行動をとりまうした。

それにたいして、暴力をもって抵抗した。いふようなことは、ありませんか。

あ、ません。

あなたは、デモに参加する際に、そのデモが合法的なものであつかひなかと、いふことについて注意をはらつておられたか。

はい。

そのほか、デモに参加する際に、あれとつたことは、ありませんか。

いそばん大切なこと、というのはいま今

最高裁印 九号の一

いわれたような合法的であるか、また、平和的におこなわれるかどうか、というのを注意したわけです。それと同時にその行動が、アソアに平和をもたらし、それが確認されるかどうか、ということをおかんがえたわけです。

あなたは、デモや集会で、安保条約粉砕といふことを表明したことがありますか。

いえ、そういふことは、ありません。私自身としては、安保条約をなくすといふことは、非現実的だとかんがえていました。むしろ、その反面、私として、こうあってほしいな、というふうに、つね

づねかんがえられたのは、日本がその条
 約を改正することによってアジアにお
 ける戦争のための基地として、アメリカ
 軍が日本の土地を力づくでつかう
 ところのようなことがなくなるようにと、
 かんがえてまいりました。

一九七〇年の五月十四日、代々木公園で
 ひらかれた集會に参加したことがありま
 すか。

あります。

そこには、日本の市民の人がお、せい参
 加してまいりましたか。
 はい。

最高裁印 九号の一

外国人の人もお、せい参加してまいりました
 か。

何人が外国人かいたのをみまわした。

その外国人の中で、安保粉砕というふうな
 かりたのほりをもつている人はいますんで
 したか。

私自身は、そういうたのほり等は、もつ
 ていませんでした。私自身で、外国
 人がそういうものをもつているのを
 みたことはありません。が、当局の
 私服敬言官が、そういうものをみた
 というなら、それはそういう人たちか
 みたものであって、私自身はみえてお

リッポウせん。

一九七〇年の七月七日に ロンチャールが國務長官が来日される日に利用空港にいつた
ことがありませんか。

います。

一人でいつたんですか。

はい。

その目的はなんですか。

ロンチャール國務長官は、アメリカを代

表していろいろ一人です。代表して日

本へ来た人です。

その代表すること

は何がということ。アメリカの政策であ

り。その政策とは、マトナで武力を

最高裁印 九号の一

もって、人々をころし。又、空襲でもって
人々をころすと。そういうことの代表者だ
からです。

このときフィンガーにはいろいろとして、注意され
たことがありませんか。

私がいろいろしたことは、一般の人が通

行してもかまわないといわねるところ

で、その通路をはいつていろいろしたん

ですが、そこを警備官がロープをはいて

とめていて、それで私をとめて、それで

き外国人登録証をとらあげられたん

です。

そういう注意を受けける前までは、その場所

が立入禁止になつていゝといふことは、しつぱな
かゝらぬやうです。

さうです。そこがさういふふうにとめられ
ていゝといふことは、しつぱなやうな。昔
段は、そこは一般の人がいつでも自由
に立入ることのできる場所だつたやうに
す。

ベトナム戦争にかんするあなた方の行動といふ
のは、結局さういふことを目的にしてゐたわ
けで、さうか。

私としては、アメリカ合衆国の政策に
よつて、アジアやベトナムに、さういふ
さういふことがおきてゐる。ベトナム

最高裁印 九号の一

ではたくさんの方がころされたりして
いる。殺人がおこなわれてゐる。さう
いふことを、できるだけたくさんの人に
すべつて人々をにしろともいふたい。
しつぱなといふことをたすけようか。
つてもいふたい。さういふことを目的とし
たものです。

日本政府のベトナム戦争にかんする政策
について、意見を表明しようといふ
つもりが、ありましたか。

日本政府のベトナムにかんする政策
について、私の意思といふものを
表明するさういふやうなことは、
本人が

えんせしひした。

一九六九年七月一日に新宿駅でビラをくばつたことがありますか。

はい。

そのビラには、何がかりとある人はいまうか。

そのもの自体にかかれとあるのは、

日本文ですから、正確な、また完全

に、その内容はわかりませんでした

が、おしえられたいことは、しらせたいこ

とは、入管法手続にかんする法令に

ついてである。それはゆめく日

本にいる外国人にとって、非常なる影

最高裁印 九号の一

響力があるというところを、きかされまし
た。

そのビラをくばつた目的は、どういうことで
しようか。

それはこの政令の内容と、そのものを

日本人の人たちも、アメリカ人の人たち

もし知らない、外国人たちもし知らないそ

れを、なんともわからぬたい。それは、その

政令によつて、日本にいる外国人が、

まゝたく人間としての基本的条件

であるもの、すなわち言論の自由を

うばつていってしまうことまで、い

せられたらたんとす。

その政令というものは、これから成立が予定
された立法案のことですか。
そうです。

法務大臣は、このときあなた様が警察官
に排除されたというふうにいってあります
が、そういうことがありましたか。

新宿駅から出されたというところで
か。

はい。

それは事実ではありますね。

警察官があなたのところにも来たという
ことは、なかのたわけですか。

そのビラをくばったというときに、別に

最高裁印 九号の一

ビラをとりあげられたり。あるいは警官がき
て、私をつかまえたというところは、
ありません。ただ私服がもしいたとす
れば、それが私のくばったビラをもっ
ていったというところは、あつたかもしれま
せん。それは、ある晩のころですか。
そのときは、ビラをくばったとき、いやな
いんですが、その晩は、警官が私の
ところへよって来て、私をとめたという
ことはありません。

入管法等に対してあなた様がそういうことを
されたわけですか。そのことが、日本
政府の政策に影響を与えるというふう

に法務大臣がいつているようにすすけぬとも
どういふようか。

眞実も、私が人々にしらせることによ
って、また人々がそれを理解する
ことによつて、人々から、日本政府の政
策が批判されることならば、それは
デモクラシーの中における、言論の自由
として眞実を基礎としたもので、
批判されるのであつて、それはなん
ら私のせいではありません。
言論の自由というものが大切なも
のであるといふことも、人々が理解し
るならば、私とあなたのように、その

最高裁印 九号の一

ことについて、さういふふうなものも
考えらると思ひます。でなければ
眞実のデモクラシーといふものは、存
在しませぬ。

あなたの方の活動は政治活動であるとい
うふうに法務大臣がいつておられますが、あ
なたはアメリカでは政治活動といふのは
どういふものであるといふにかんがえて
いるわけですか。

それはたとえば政党に所属する
とか、あるいは選挙にあつて、投票
票の権を行使するとか、あるいは
候補者または政党を支持する

ための演説をするとか。とらうことであ
あって。とらうについても。私は日本にお
いては参加行動しうません。候補
あるいは政党に對して。そのためにある
いはそれらに反對しうの行動も。もちろん
しうません。

日本に入国するとき。係官から反戦
活動をしうはしけないとらうふうにい
れましたか。

そういふことはありません。

日本において。出版されている外国人の
ための入国案内書を読んだことがあ
りますか。

最高裁印 九号の一

何回も読みました。

それは、だれが発行したものでですか。

それは、法務省の^{カガ}雑誌によつて。ジャ
パンタイムスが発行したものです。

そこには反戦活動をしうはしけないとい
うふうには書いてありませんか。

ありません。

あなたが法務大臣から反戦活動をしう
はしけないというふうにしうされたのは、い
つですか。

地方裁判所から。私の事件が法務大臣
によつて高等裁判所に控訴された
のちに。反戦運動を含む政治活動に

参加してはいけないといふ通知をうけ
たんです。

その通知をうけたといふことは、裁判所にお
いて、法務大臣がそのように主張したとい
ことですか。

それが高等裁判所の段階で、ま
ず最初に私がしたことです。

あなたには、外国人へ平連といふのを
しつてますか。

しつてます。

それはどういふものですか。

外国人のゲルリゴアつくといふ、そ
ういふた人たちは、ベトナムの戦争を

最高裁印 九号の一

きらい。又、アメリカ人がベトナムでしている
ことをきらい。平和的に合法的にベト
ナム戦争を早くおわらせたいとねがう
人たちのゲルリゴアです。

何か一定のスローガンをもっているんでし
ょうか。

いえ、別にそういうのはありませんが、
ベトナム戦争をおわらせようといふこと
です。

安保紛争をスローガンには、いけませんか。
そういうことは、ありません。ひとり
ひとりとして、それは自由に自分の
考えていふことを、はなすといふ、又

はな一てもいいわけですが、ただ、スローガンというのには、ベトナム戦争をよからせようとする、ことだけですか。

外国人への平連のメンバーになるには、一定の手続があるんじゃないですか。

別にありません。ただ、念合にきてはなすなり、きいてよなりすればいいわけがす。

会長とか、そういう人はいるんじゃないか。ありません。

外国人への平連で決めたことが、グループのメンバーに拘束力をもつんじゃないか。ありません。

最高裁印 九号の一

原告代理人(弘中)

最初にベルリッツ・ツッス・スタイルではたらくようになった。なつた事情は、うかがいます。昭和

四十四年一月に来日したときに、ベルリッツ・スタイルのことを知ったことがありますか。

はい。

そのときのビザは、観光ビザですか。

そのときは、観光のビザをもつてきました。

このときは、おしえたのですか。それとも教師としての訓練を受けたのですか。

教師としての訓練を受けたんです。

ほかにも観光ビザで、ベルリッツ・スタイルでおしえしている人は、いたのですか。

そのときは、いました。

その人たちは、通常どのくらいの期間、観光ビザのままどつとめるのですか。

観光ビザというのは、先生をやりとりすることはできないんですが、それをゆい

ゆい、アメリカ人がやる場合は、観光ビザの期間がやまとすれば、六十日か

いもすびす。

べりッツのほうで、あなたに、引續つて

こほしいというふうにしたことは、あつた

すか。

ありがとうございます。あなたはどういうふうにした

えましたか。

もしビザがとれるならば、はたしきま

ーようとしたえます。このビザのことです

英語をいへることにたし

このビザをとるために、韓国にわたした

ことはあつたか。

この際、韓国へわたる旅費について、ブル

リッツのほうで、だれかという人が、書

ことがあつますか。

手紙——印刷したもので、ベルリッツのほうで私に對してうういつた援助を——あげるといふものを、くわまつた。その援助は結局、おこなわれまうたか。現実には、うういつた援助はあつたか。んつた。

それは、どういふ理由で援助されなかつたのか。

それは、日本をさる前にも、うういつたものに、ゆつた人びつた。それは、日本で現地採用になつた場合には、援助はつきないんだと、うういつた。

に申渡されたんです。

ベルリッツの本部と正式に契約を——いふ人の場合には、援助はされるのですか。

要するに、英國が正式に契約——やとつた人たちについては、何人かは援助をうけるというものを、あつた。つきまつた。

ベルリッツスクールは、あなたと雇用契約に関する契約書を——つたか。

一定の用紙をベルリッツのほうからゆつた。ビザをとるに、あつた。うういつた。サインが必要なんだと、うういつた。

れたことには、ありません。

その契約書は正式にベルリッツとの間に
契約を結ぶという趣旨だったのですか。
それともベルリッツのほうで入管にたす
必要があるので便宜的にサインしてほし
いという趣旨だったのですか。

氏の申し分ないことは、入管
の手續に必要であったであろうんで
正式な契約書はないというふうな
いわけでしょうか。

一九六九年四月二日に職業ビザをとっ
た五月一日の来日というふうな
ことと想っています。

最高裁印 九号の一

それはどうも目的が日本にきたたの
ベルリッツスクールで英語を勉強する
的であった。英語を勉強する
いうことが主目的であった。だからベル
リッツということば、そこに附随して
出てくるわけですね。

その際、ベルリッツで一年間勤務しな
ければならぬというふうなかんがえ
があったか。

それはかんがえもしませんでした。
その理由は、なんですか。

それは、ビザは英語を勉強する
としてのビザで、ベルリッツにおし
えるか

英 語 翻 訳 研 究 会 報 告

うう、ううことではないけれども。あつた
 いは、他のどこか特定の学校におしえ
 る先生としてのビザはなかりけ
 ます。一般的の先生としてのビザだ
 たくさんの外国人がうういうビザで
 一か所のところからまた別の場所へ
 うう、うう。英語を教えたりする
 が普通の例です。ですから、これ
 してもビリッツだけが英語を教え
 えよためのビザだといふのではない
 いのです。たか、今いつたように
 一年間必ずしもビリッツではた
 らかなくはりけなくなつて、ううい

最高裁印 九号の一

うにはかんがえりけるかたの事。

て、さきほかに、つきた外国人の入国
 手続に関する案内書の中にも、必
 ずしも一か所ではた、うういば、
 りけなくなつて、ううい、
 りま、せ、。スポンサーになつて人のと
 り、て必ずしもはた、ううい、
 なつた、ううい、は、か、り、あ、り、ま、
 だ、だ、同一の業務にた、ううい、
 ければ、ううい、は、か、り、あ、り、ま、
 ず。ううい、は、私の場合では、教師と
 ううい、と、です。

次にビリッツをやめた理由をううい、

ことになつておりましたけれども、
 の定期の時期には支払うけれども、
 でした。それに関連して、あし
 たいといふこと、ということもあ
 りました。あしたになつて、あ
 したといふこと、ということもあ
 りました。そんなことが二、三回ありま
 したので、しつぱにしろ、最終的
 に給与はもういまして、たけいとも、
 きつぱにいつたように、非常に手元が
 苦しかつたものであります。たとえ、い
 うなり、給与をもううやむやのや
 昼時肉を利用して、近所の銀行

最高裁印 九号の一

ベルリッワの給料およびその支払方法は、ど
 うなにか。

実は私、朝鮮にいくわけにすけ
 ども、朝鮮にいく際にも、すむに
 たいは、そのお金はもちまうせが
 ない、たかひです。さういふ状態か
 朝鮮へいきまうか、当然、さうい
 本費もあつたので、朝鮮から
 かえつてまいつたときの私の所持金
 と、うのは、きつぱにさういふ
 であつた。一方、学校のほうに
 は、いつくといふこと、定期
 的な時期に、私に給料を支払う

裁判所

いそいでいって、そいふ。そいふを 小切
手でありましたから。現金化した
と。そのころい切迫した時点を
給料はもうええせんぞうだ。
授業の時間割はどうかしたか。

はしきりしものか。事前にもう
こまりおせんぞう。たとえは
いって。あーたはどうか。と
とも 判然とせん。さうい、たよ
うな状態でした。

ベルリッツの教育方針について 疑問をも
つたことがありますか。

最初のころは、私、ベルリッツの
指導

最高裁印 九号の一

要綱、方針ともうものがどうであらうか。
い評価はつきませんぞうだけけい
私が生徒を割当るうけました。その
生徒と、授業を通しうまわつてみ
ますと。どうも生徒のつきが
よくない。さういことを考えま
と、ベルリッツの指導要綱、方針
に自体がどうも妥当ではなないん
か。さういことがいふに、私は
うにりました。

以上のような、給料、時間割、教育方法
等について、ベルリッツはあな
の意見をうけいれませんでしたか。

給料のことに関しましては、さういふ
ことでお話のしきりも、学費の
担当事務者がありたじ、いろく
と意見の相違なんかもありまゝ
その責任の所在があんまりは
ない。マツチへりけばあつた。あつ
へりければつたといふやうな
あつた。はまりつた。つたはあつた
せんじつた。さう。教授方法に
問題ですけれども、私を含めま
ほかの人もやまり。さうに
専ら性に疑問をもつてその責任者
のかたにお含りして、さういふ
ことには

ないかというやうな思申は、さういふ
ありまのすけり。それらのものは、
ベルリッツはベルリッツとして、さういふ
方針があるのだから、さういふ一歩
もゆずつてもらえませんでした。
さういふ私にいわせしむれば、教育
方針を基本的に定立するさういふ
は、さう簡単に考えは、いけな
とてあると思ひます。非常に慎重
にかんがえなければならぬであ
うといふのが、私の持論であ
といふのは、さういふ生徒が指導
されるいくつありますから、さういふことを

考えると、さう軽々にかんがえろは
いけないんじゃないかというふうにかん
がえます。

ベルリッツをやめたのは、いつですか。

私が日本にふただびかえつてまじりま
じり、さう後一か月もしくは一か月
たつたころだというのが、私の
現在の、もともかんがえうる記憶
です。

ベルリッツをやめることは、ベルリッツに対
して契約違反になると考えましたか。
さうは、考えませんでした。
さうは、さうしてですか。

最高裁印 九号の一

というのは、指導方針を決める人で、
マネージャーになつておりますけれども、
も、さうの [redacted] さんが私にもうし
たことがあるからです。さうの内容は、
彼のいうのは、この契約書はな
るほど外形上は契約書といふ
ことは、さうなるんだけれども、さ
うの趣旨とするところは、査証をうる
ためのものなんだからと、さういふ
に私に申しわけなからです。
ベルリッツをやめるときに通告をさし
たか。

事務員のかたに、さういふことは、

校をやめたいと思ひます。やめたい
もうふたたびこの学校にはこたひ
つもりです。と、ここのことを口頭で
申しました。

ペリリツツから、やめたいことを聞いて苦情
をいわれたことがありませんか。

私としては、さういふたよりの苦情
があたりたといふことは、きいてありません。

職業をかへることも、入国許可条
件に違反する。あるいは在留更新の上
で問題にされるというふうにいひわた
ることがありますか。

最高裁印 九号の一

さういふことはありません。
職業をかへる場合に、あらかじめ出入国
管理事務所にもとけるようにとりわけ
たことがありませんか。

せん、ありません。
それでは現在の在留状況について、うかが
います。現在どこに勤務していらっしゃ
いますか。
エレッグと、うと、ころに、つとめて
いますか。
やはり、それは、英語教師として勤務して
いますか。

はい。

週何時間ぐらい勤務していらっしゃいますか。

五日です。

一日何時間ぐさの勤務ですか。
三時頃です。

給料はいくらもらっていますか。

たまく 給与もあげてきたのですが、
たので、今月は十二万三千円、
ことになつておもしろい。以前は
十一万七千円でした。

エリックが 引き続き英語教育をおこなつ
ていきなりといふ気持はありますか。

自分の心境としましては、ひき
つなぐば、長くこれにつとめて
と、思つております。非常に、この

学校に関しましては、気をいかけた

おっしゃいます。さうのは、この学校では
おしえぬ、いろいろな方法とか、その
他に関しまして、自分たちもして
つともいい方法を、みつけたら、さうい
か、さういような努力の風潮がみられ
ます。それが、生徒に対して、も
ともし、めくとして、やるべきな
こと、ないこと、だとも、おもしろいから、
あなたも、ほか、日本の古典音楽を
勉強して、いますか。

具々体的には、何をやるべきですか。
琵琶、琴、など、部類です。

琵琶・琴を勉強するところのも、日本に
在留している主要な目的ではありませんか。

はい、そうです。

それは週に何時間ぐらい勉強していま
すか。

琵琶に二日、琴に一日です。

それは先きからいついつやるのですか。

はい。

だれですか。

琵琶に關しうは水藤五郎先
生、お琴に關しうは三上先生と
す。

最高裁印 九号の一

これを勉強してどうするつもりですか。

私の将来のいつかの計画として

は、アメリカにいきまして、アジアにお

ける音楽というが、そういうことも

将来はおしえたいというふうに

かえてあります。

これらの勉強には、まだ時間が必要に
すか。

非常にながい時間を要すると思
います。

そのためには、日本にいきつづき在留する
必要があるわけですか。

はい。

あなたは、あなたとおなじように英語教師を〜といふ人で、転職をした人をして〜いいますか。

はい。

その人たちについて在留更新に関して問題が生じたことをまう〜いいますか。

事例としてはい。ほとりの外人に關して、しつこ〜あります。このあたりは外人へ平邊の合合に出席したかたで〜た。このあたりをのぎきま〜しては、いろいろ転職を〜たかたも、た〜さん、私、しつこ〜ありますけれども、それ〜の人に〜して、査証

裁判所

最高裁印 九号の一

更新に問題があつたとは、ききあよんごません。

最後にききま〜すけれども、本件在留更新不許可処分をなされた際、あるいはそのために在留期間を百二十日短縮するといふ処分を受けた際に、その処分の理由の説明がなされたことかありますか。

実は三か月以上、私はまたされたんむすね。それ〜るう〜時点を、品川の入管事務所に虫頭〜した。ご、なんかスランプをおしてまたされたものを確認〜したら、それ〜百二十日

615

私にはその理由が理解できませんでした。
そもそも私としてはその理由をたずねようとしてたんですけれども、責任者に会うことすらできなかつたんです。

原告代理人 (秋山)

(甲第十一号証を示す)

これはあなたが [redacted] さんにかつてもうた
たものですか。

はい、そうです。

あなたが [redacted] さんかどうけつしたもので
すか。

はい、そうです。

[redacted] さんは津田塾大学の先生をうけた

わけですか。

私はそう思うところです。

今日日本にいますか。

現在はいません。

(甲第十五号証なし 第十九号証を示す)

あなたに [redacted] さんが [redacted] さんか。

はい、そうです。

まのまのいまいまのせんね。

はい。

(甲第十四号証を示す)

それあなたがかつたものですか。

はい、そうです。

被告代理人(宮北)

四十四年五月十日 下関で上陸許可があった
その入国前には、何か政治団体に加入して
おられたか。

政治団体とは、どういふことですか。

たとえば、外国人へ平達へはいらぬまじりまじ
たか。

私はメンバーにはありませんでした。

そういう団体に加入したりとはおぼろげにおあり
まされたか。

私は、そのグループを自分で知りま
せんでした。しかし、私自身として

は戦争に対しては、否定的な感じ

最高裁判 九号の一

はもったいありません。肯定的なかん
いにはなく、否定的なかんいはもって
まされたから、かりにやういふような
団体があり、かつ、その団体が、その行
動において、合法的であり、平和的な
活動をしていふのだ、といふふうにし
てた、とすまふようは、そういう団体に加
入する、というふうな答へに、たかもしもか
りません。

入国の目的は、伝統的な音楽の勉強と
それから、反戦活動をするのが目的だ、た
か、ですか。

そういうことはありませんで、査証をとろう

として大目的は、日本におりて英語
を教師としておしえることとす。一か
しその当時としては、自分には将来
のことが、山も海のものとも
からなかつたわけですが、もし、こ
へきて、可能ならば、日本の古典音
樂をやってみたりなるとは、希望と
ありました。

本件在留期間更新の目的もおなじ
すか。

はい。さきほどいいましたように、前
の段階におきましては、はたして
そんなことかひきるかひきらないかは

最高裁印 九号の一

わからぬといひましたね。日本の古典
音楽を勉強することが、しかし
てみますと、日本の古典音楽を勉
強するといふことも、ひきるといふことが
わかりましたので、更新時には、ヤキ
ほといふ大目的のほかに、日本の音
樂勉強もその目的のなりのこと
アメリカのベトナム政策に対して、反戦運
動をアメリカにおこなうなりで、日本にお
こなふとする理由は、

私が日本に、現実におるからです。
もし私がアメリカにいたと仮定する
ならば、やはり、アメリカでも、私、さう

いふことをしつめます(一)。

(乙第一号証を示す)

この入国目的欄に名人と記載されし
たか。

入国というよりも日本に旅をする目
的というようなきとはベルリッツ学校に
ありて教へんことをとることをなす
てあります。

(乙第二号証をのしし乙第五号証を示す)

これらの書類は査証申請書に添付し
た書類のうちのいすね。
そつてす。

乙三号証の [redacted] と署名が

あるのは副校長の署名たることは

最高裁印 九号の一

わかりますか。

さういふふうにおもいます。その当時
副校長だつた(一)。

(乙第十一号証を示す)

ベルリッツスクール [redacted] 氏より

法務省に提出されてゐる原告の退職の経
緯について一九七〇年六月二四日付の文
書。今の文書によりまうと。正当な通知

なく一九六九年五月末に学校をさした
と記載されておりますが。その記載につ
いて。あなただはどうか考えですか。

大体内容において。事実には即してな
いことが記載されております。指摘しま

すと。乙十二のホニ項をいらんりた
たきますと。わが有楽町の学校
においで。アシスタントティーチャーとし
てはたらくことを申し出らうか。これ
を承諾し。その勤続期間は最少限
度一年間ということの了解をさせて
おるといふことですが。その旨は事
実に即してまじせ。もとと付言した
しますと。事実には即してないといふ
か。私はそういふふうには理解を
ておらなかつたわけです。一年に
最少限度ととまうなわけはなうな
いといふことは。

最高裁
第九号

最高裁印 九号の一

このベルリッツスクールに。あなたは何日間
いたんですが。いつからいつまで。何日間と
いふことがわかるでしょうか。
正誤にはおぼえていません。
十七日間ぐらいだったか。うか。
少なくともそのくらいだと思ひますか。
う。もつとはりたんいやないんですか。
ベルリッツスクールの教師をしていりたとき
給料日というのはいつかわかりますか。
給料日というのはいつだかわかりませ
せん。ただ給料日とされるとき
にはらうか。ないで。遅延したとき
う記憶はありますね。

何日ぐらい遅延してたんですか。

いずばん最初の俸給日のときは、この
とありもろいきました。ところが、復学
しつきました。それから、支払日の
支払われたいということはない。あつた人
で、遅延してました。

結局、そのあとのほうの分ですか。そのと
き結局、いくら給料、もろったんですか。
記憶してません。二年も大層のこと
ですか。

原告は、日本に來住するつもりでござい
ますか。
はい。

最高裁印 九号の一

原告代理人（秋山）

（乙第三号証を示す）

法務大臣は、これが雇用契約書だ（と）
か、た、いつてますけれども、どうですか。

まず、お返しとおもいますけれども、
この乙三号証には、私のサイン、それ自体
がありません。

この書面に、雇用契約書という表題が
ありますか。

え、ういゆね、みゆは、乙三号証の二項
に、英語で、インヴィジブル（invisible）という
言葉がありますか。それは、非常
に意味が不明確な言葉と、英語

的には思いますが、もしも
もつて、さういうふうな考へ
ないんですか。非常に意味の判然
としない。ほうばくも、その内容をもつ
た言葉です。

要するにこの書面は契約書だと、あな
たは思っているわけですか。

私としては、いざ知らず、ベル
リッツに一年間勤務をしたことにな
な、てゝなんというのには了解は
ありませんでした。

被告代理人(里田)

ただいまの文書は、ベルリッツに
Amato

最高裁印 九号の一

あなたはこの乙三号証は、入管に
ための便宜的なものとして、ベル
リッツのスクールから取り出し、た
たし、これは、おとうさんにお
持て、登記申請の際にこれを提出さ
んのですか。

ニ、き、ま、た、し、か、に、私、自、身、も、さ、う、い
う、趣、旨、の、言、葉、を、つ、か、つ、ま、り、し、て、す
け、ん、も、い、は、は、べ、ル、リ、ツ、ツ、の、ほ、う、が、私
に、対、し、て、い、つ、た、こ、と、と、し、て、は、と
いかく査察申請するのには、こ
うな、い、ろ、う、な、書、類、が、い、ろ、う、な、と、い
う、よ、う、な、こ、と、で、そ、れ、の、書、類、を、つ

くつたりけです。さうしてこのつくられ
た書類の中の一通が之れであったと
おもいます。ですからこれだけいかな
くはほかにもいはいあつたわけです。
したがってそれが本来の目的であ
りますから内容として書かれてゐること
が必ずしも事實に合致してゐるといふこ
とにやないわけです。たとへてもうし
まひます。乙三号証をばうんじたい
こともわかるように私調印してまひま
ね。

さうしたしまひます。乙三号証は査証申
請の際に必要なものといふふうに

最高裁印 九号の一

かんがえられたわけですか。
ベルリッツのほうではいづくな書
類をよこしまひます。さういふものが
とにかく査証申請するのには必要な
だよと。この中の何枚かが必要にな
るかもしれないんだと。さういふふう
にはいつてくれまひました。したがって今
いつたよと。乙三号証がどうだといふ
特定のなことはなないんです。
さうしたしまひます。あなたが乙三号証の
記載が事實にあつたことをきいてお
りながらそのまゝ提出されたといふこと
ですか。

実際は入管手続。まあ査証申請手
 続にかぎってもうしてもいいですが。
 これは非常に複雑な手続がある
 わけです。私にいます。したがつて。私自
 体が。そういつた複雑な手続に精
 通はしてありません。ただベルリ
 ヴのほうでは査証申請するのには。
 こういふもの。こういつたものがいふん
 だ。といふようなことを。いいます。た
 めで。私もその趣意にそって。そうい
 ったようなものを。つくったりなんか
 は。しませんでした。です。私といたし
 ま。い。は。つくった書類の。個々

最高裁印 九号の一

内容にかんして。それが真実をあらわ
 してゐるものなのがあるかどうか。という
 ことまでは。検討もしません。ただ、こ
 ういふものが多いんだとベルリッツのほう
 さい。た。ま。ま。に。す。ま。ま。せん。したがい
 ます。このこと。三子。に。つ。いて。私。に。い
 わせていただきました。と。韓。国。の。ほ
 う。か。う。か。え。つ。て。ま。さ。し。な。か。ら。教。べ。ん。を
 と。り。だ。し。て。み。る。と。非。常。に。学。校。自。体
 が。は。い。き。り。と。ま。よ。ま。つ。な。い。も。の。の。ひ。ま
 り。ま。あ。し。そ。う。か。ら。指。導。の。方。針。と。い。う
 も。の。も。あ。ま。り。穩。当。な。も。の。い。や。な。か
 った。わけ。の。す。ゆ。え。こ。れ。は。と。も。も。本。来

学生に奉仕するべき姿勢ではないとい
へてはためたならないというふうな私
自身がかんがえたくらいです。そうい
うようなことがありまして。そうい
うところからかんがえても、この乙三子
題に書いているようにあること。とりわ
け私としては、これによれば、一年
間は、すくなくも学校にとまら
なければならぬ。というふうな表
現は、表現自体としては、ありま
すけれども、この表現が必ずしも
内容をあらわしているものとは、かん
がえられません。

最高裁印 九号の一

そういったしますと、あなたに、査証審査は、
形式的なものであって、実質的な審査は
おこなわないから、正しい表現をなすれない
文面が記載されてもよいというふうにか
んがえられたんですか。

私といたしましては、書類にかかれし
る内容、その書面自体の眞実性と
いうものを検討するまでもなく、マル
リツツのほうで、いわれたことを、その
とよりのやつたわけですから、したが
ってマルリツツのいうことは、そのこと
ありだろ、うちは、その当時は、おもって
ました。ごすから形式さえととのえは

それでいいんだとか、なるとか、いうことじゃなく、マールリッツがさういうふうな、いっただろうと、おもしろい、さうに、したがって、さういうことを、したんです。

裁判長

あなた、の専門は、なんですか。

ニッポンに、いまして、あつは、英語教師として、おしえさういふこと、です。いとつは、日本の、古典音楽を、研究する、さういふ、こと、です。

学校、その他、さういふ、専門の、教育を、うけましたか。

最高裁判所 九号の一

教育学、および、陶磁器、学、です。

英語、教師の、経験は、日本、以外、にも、ありませんか。

はい、ありません。パブリック、スクール、であつて、たけなも、さうは、い、す、も、ハワイと、朝鮮、です。さうは、さういふ、いつ、さう、から、期間、は、どれ、だけ、でしたか。

具体的に、申上げますと、ハワイにおきまして、は、パブリック、スクール、で、二年、間、です。さう、から、一、九、一、六、年、た、け、な、一、年、ころ、から、です。朝鮮、におゆる、パブリック、スクールの、先生、として、

この経歴は一九六六年九月からその
の期間は二年半でした。

裁判官（加藤）

日本へくる前に、あなた、東洋音楽に
ついて勉強したりあるにはとくに関心を
もって研究したことがありませんか。

はい、いきました。身体的にいいですと。
場所はハワイでしたけれども、
強も二ヶ月、ギターもした。琵琶も
そこで勉強したかったですけれど
も、おしえてくださるかたが、
めに、そのにおいえるように
はできなかったため、なぐりなぐり

最高裁印 九号の一

たんです。

あなたの日本音楽の勉強は、趣味といいた
ういいんですか。それともそれ以上のもの
なんですか。

趣味というようなものには、
で、その将来生計をたてるという
うような程度にまでたかめられる
関心は、ありません。で、
さきほどもういふように、
もしくはその他の大学におりて、
洋音楽の教授も、
です。

あなた、日本語は、どの程度、理解できま

すか。

音楽のほかに時間をつかうより音楽
関係で、あんまり日本語はよくわか
りません。

日常会話程度ですか。

東京にあまりすけれども。人の接触
があるわけな人ですけれども。やはり
いろいろなところも。音楽に時間
をついやしてありますので。そんな
人にも自信はなっています。

日本語が書かいたものを。少しはよめま
すか。

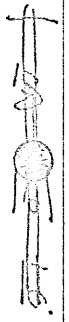
少しはわかります。漢字をいって

字は、そう多くはなっています。

被告代理人（宮北）

ベルリッツスクールでは、あなたの入国査証申
請にかなりいろいろな書類をつくって協力
してくれていますね。

はい。ベルリッツとしても、教師不足に
なやんでましたから、教師さえないば
生徒がくる。生徒がくれば収入も多
くなるというふうなことであったから。
そうだったんですね。

そういう状況ですから、ベルリッツスクール
でも、あなたに、 少なくとも
一年間は、いてもいいというのが本当

の腹だ、たんいやなかつたんですか。

その点、自分には、はっきりわかりませ
せん。はたして真底かどうするいう

ふうにおもつたのか、それともやうど
はなかつたのか、なんともわかりな

いですね。しかし、さきほどの原則に
もとりますけれども、先生が多けれ

ば、生徒もあつくとゆふ。さうすめ
ば、学校としての経営もさうまくい

そんなところから、いつもらいたかつた
ことはあつたでしょうね。

せつかくいろく協力してくれたブルリツツス
クールを、いく短期間でせめたことには、い

最高裁印 九号の一

これは、別に、その学校に悪いところを
もつてませんか。

私としては、さういふ事実、あつても
なければ、ブルリツツツ学校、そのもの

に対して、悪いことをして、なほ、お
もつてりないです。さういふのは、その

学校自体が、本来、教育者として、
生徒のためを、おもつて、さういふ

ようないことを、しななくて、金も、け
なもので、すから、さういふおゆえな、い

ります。
(以上)

東京地方裁判所民事第二部

633